変更届出書の提出が必要な場合と添付資料（※変更届出書の提出が大前提）

法第5条第1項の規定	具体的変更内容	添　付　資　料
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 （１号）	代表者（個人）の氏名	○認定申請と同様の住民票　（法に規定）
	代表者（個人）の住所	○認定申請と同様の住民票　（法に規定）
	法人の名称	○法人の登記事項証明書　（法に規定）
		○定款又はこれに代わる書類　（法に規定）
	法人の住所	○法人の登記事項証明書　（法に規定）
	法人の代表者の氏名	○法人の登記事項証明書　（法に規定）
		○代表者の認定申請と同様の住民票 （新規に役員となった場合のみ）（法に規定）
		○代表者の認定申請と同様の誓約書 （新規に役員となった場合のみ）（法に規定）
		○代表者の認定申請と同様の診断書 （新規に役員になった場合のみ）（法に規定）
主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地 （２号）	営業所の名称及び所在地の変更（法人）	○法人の登記事項証明書　（法に規定）
	その他の営業所の設置（法人）	○法人の登記事項証明書　（法に規定） （安全運転管理者選任手続も必要）
	主たる営業所の移転（個人）	○所在地を証明できる書類 （賃貸契約書の写しなど）
	その他の営業所の設置（個人）	○所在地を証明できる書類 （賃貸契約書の写しなど） （安全運転管理者選任手続も必要）
第12条に規定する措置（損害賠償措置） （３号）	受託自動車保険又は同共済の更新、契約内容変更	○損害賠償責任保険契約の締結を証する書類又は損害賠償責任共済契約の締結を証する書類 （法に規定）
安全運転管理者等の氏名及び住所	安全運転管理者の変更 ①運転管理経験2年以上	○安全運転管理者に関する届出書
		○住民票の写し又はマイナンバーカード提示
		○運転記録証明書 （自動車安全運転センター発行）
	②運転管理経験2年未満	○安全運転管理者に関する届出書
		○住民票の写し又はマイナンバーカード提示
		○資格認定申請書（様式の指定は無し）
		○運転記録証明書 （自動車安全運転センター発行）

法第5条第1項の規定	具体的変更内容	添　付　資　料
安全運転管理者等の氏名及び住所	副安全運転管理者の選任（随伴車両10台以上）①運転管理経験1年以上	○安全運転管理者に関する届出書
		○住民票の写し又はマイナンバーカード提示
		○運転記録証明書
	②運転経験3年以上	○安全運転管理者に関する届出書
		○住民票の写し又はマイナンバーカード提示
		○運転免許証の写し
		○運転記録証明書
	副安全運転管理者の解任（選任事業所の随伴用自動車が10台未満となった場合）	○副安全運転管理者の解任届
法人にあっては、その役員の氏名及び住所（５号）	法人の役員の変更（新規役員が就任した場合のみ。再任を除く。）	○法人の登記事項証明書
		○認定申請と同様の住民票
		○認定申請と同様の誓約書
		○認定申請と同様の診断書
	法人の役員が再任され又は退任した場合	○法人の登記事項証明書
	法人の役員の氏名に変更があった場合（新規就任・再任・退任を除く。）	○法人の登記事項証明書
		○認定申請と同様の住民票
随伴用自動車に関する事項であって政令で定めるもの。（６号）	随伴用自動車の増車	○増車した日が記載された受託自動車共済契約異動承認書又は自動車保険付保証明書等の写し（法に規定なし） ※車検証不要
	随伴用自動車の入替	○入替した日が記載された受託自動車共済契約異動承認書又は自動車保険付保証明書等の写し（法に規定なし） ※車検証不要
	随伴用自動車の減車	○減車した日が記載された受託自動車共済契約異動承認書又は自動車保険付保証明書等の写し（法に規定なし）

※　住民票の写しは、基本的に個人番号が記載されていないものの提出を求めるが、個人番号が記載されたものを提出した場合には、個人番号を申請者本人に確実にマスキングさせた上で受領する。

※　マイナンバーカードを提示された場合は、届出者の同意を得て表面のみコピー。（裏面のコピーはしないこと。）